東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 3月12日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

<u> </u>	71世:	5 1T		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	ダスト放射線モニター用サーバー計算機モニター(状態表示画面)交換作業において、サーバー計算機電源ケーブルを誤って引き抜きサーバー計算機の停止が認められたため、対応検討。なお、計算機を再起動し正常復帰。ダスト放射線モニターの測定に影響なし。	GⅢ	
2		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットにおいて、185体中5体(38-31、42-31、46-23、50-23、50-31)の水圧制御ユニットスクラム入口弁の軸封部より水の漏えい(にじみ程度、汚染無し)が認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、水圧制御ユニットを隔離し、漏えいは停止。	GⅢ	
3	1·2号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系脱塩塔(A)出口試料採取弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を 点検・修理。	GⅢ	
4	3·4号廃棄物 処理設備	低電導度廃液系受タンク(C)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	3·4号廃棄物 処理設備	低電導度廃液系受タンク(B)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	